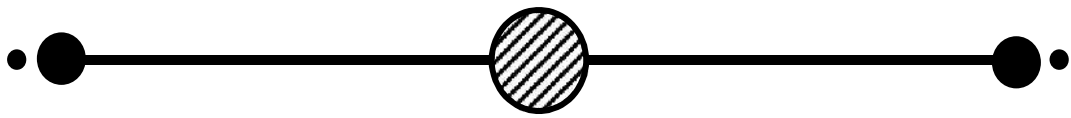


令和5年度事業概要



荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）

本文中、法律名の記載のない条文は、児童福祉法である。

目 次

荒川区について

- 1 荒川区の総人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 荒川区の児童人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

基礎自治体の児童相談所として

- 1 区における児童相談所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 荒川区子ども家庭総合センターについて・・・・・・・・ 7
 - (1) 所在地
 - (2) 組織及び事務分掌
 - (3) 利用案内
 - (4) 主な事業
- 3 荒川区子ども家庭総合センターで取り扱う児童相談・援助・・・・・・・・ 1 1
 - (1) 相談の種類
 - (2) 援助の種類
 - (3) その他
- 4 荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）の相談の流れ・・・・・・・・ 1 6

荒川区子ども家庭総合センター事業概要

- 1 全国及び東京都の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
 - (1) 相談受理件数の推移
 - (2) 児童虐待相談対応件数の推移
- 2 荒川区子ども家庭総合センターの相談受付状況・・・・・・・・ 2 1
 - (1) 経路別受付状況
 - (2) 相談内容別受付状況
 - (3) 男女別・年齢別受付状況
 - (4) 児童虐待に対する児童相談所としての対応
 - (5) 警察からの児童通告
- 3 一時保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7
 - (1) 一時保護所における一時保護
 - (2) 一時保護委託
- 4 社会的養育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
 - (1) 社会的養育とは

(2) 社会的養育の状況

5 基礎自治体の児童相談所としての事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2

(1) 2 4 時間 3 6 5 日体制

(2) ショートステイ事業

(3) 関係諸機関、地域との連携

(4) 学校・教育委員会との連携

■ 統計資料編

荒川区について



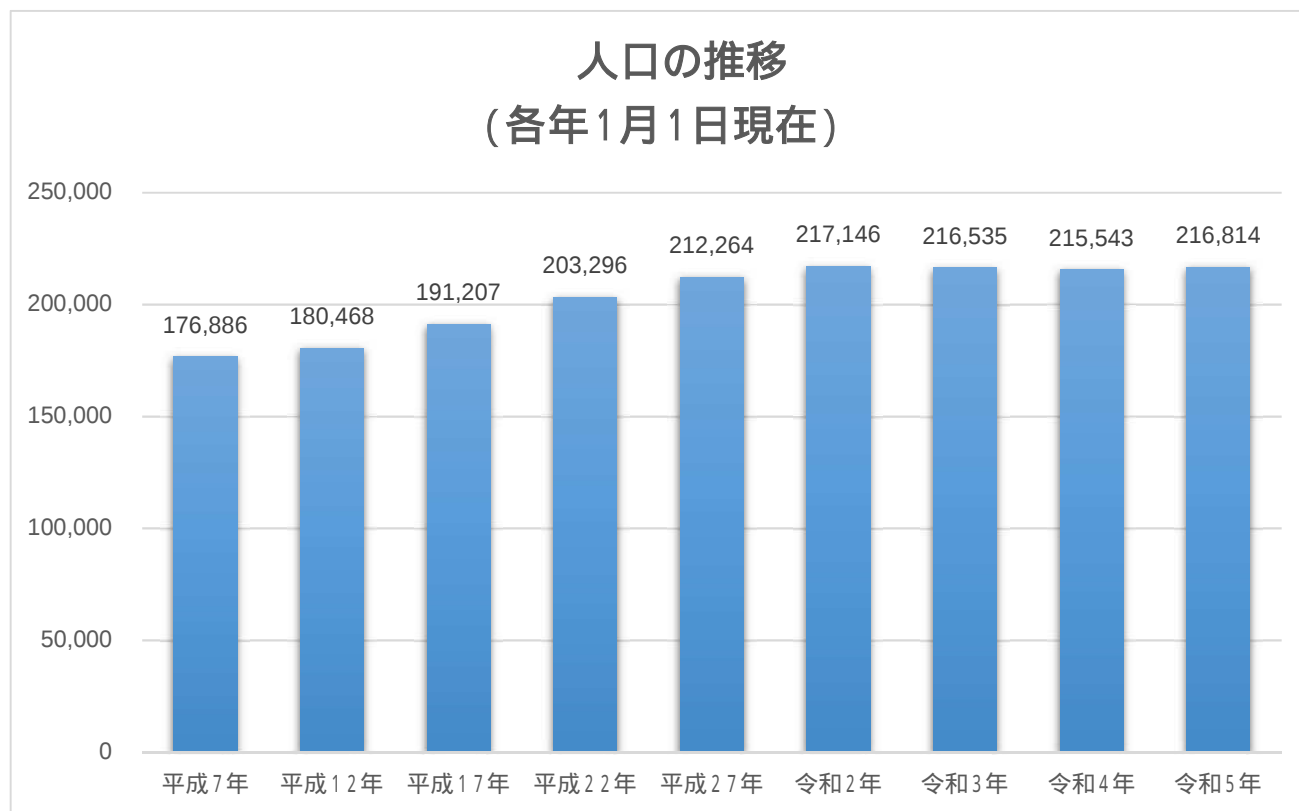
荒川区について

荒川区は23区の北東部に位置し、区の北東部には隅田川が流れ、東西に都電が走る下町情緒あふれる街です。同時に都心への交通利便性が高く、駅前等を中心に高層マンションも増え、近年、人口が増え続けていましたが、令和2年以降は僅かな増減を繰り返しています。

- 面積 10.16km²
 - 世帯数 119,134世帯
 - 人口 216,814人
- いずれも令和5年1月1日現在

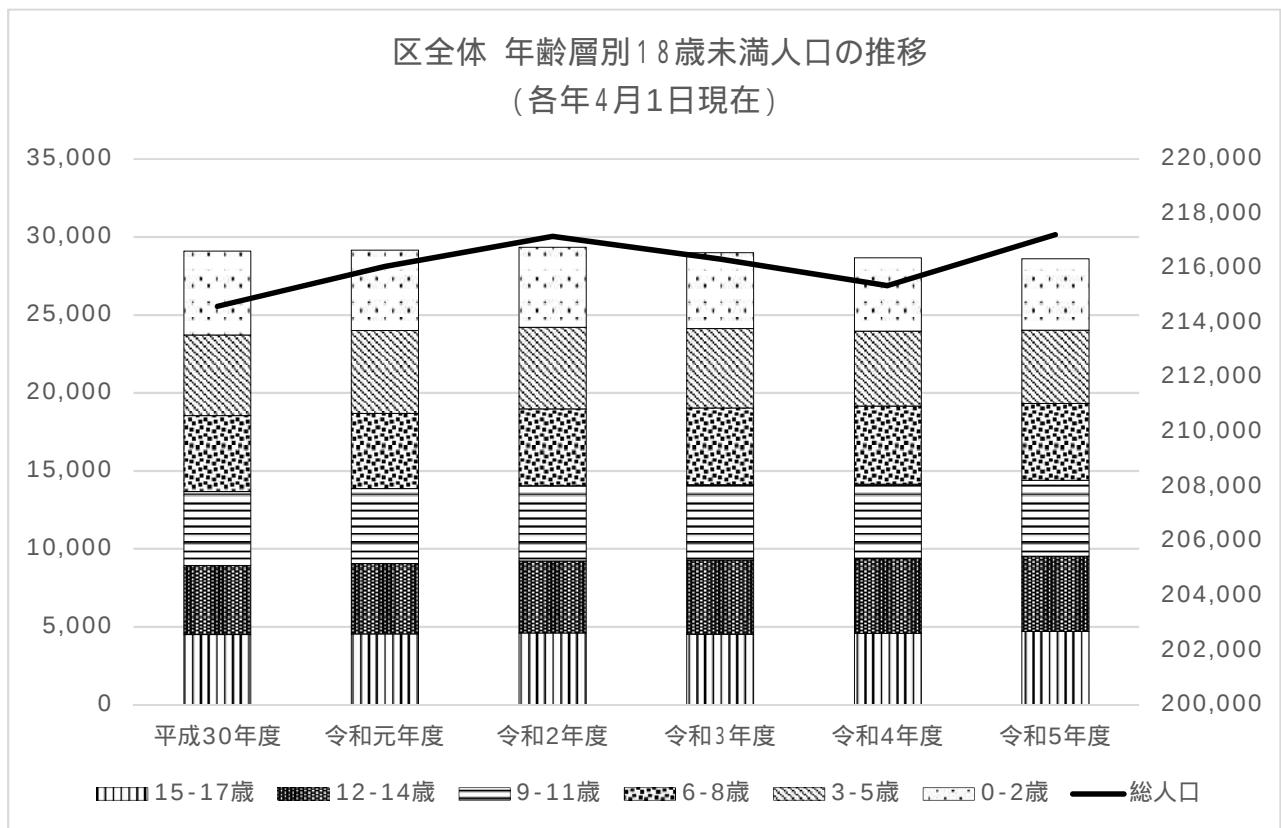
1 荒川区の総人口の推移

荒川区の人口は平成7年に、最小となる176,886人を記録しましたが、その後は増加に転じ、平成22年以降は20万人を超え、令和5年1月1日現在で216,814人となっています。



2 荒川区の児童人口

直近の5年間に於いて、荒川区の総人口及び児童人口は僅かな増減を繰り返しています。5年前に比べると総人口は2,630人増加しているのに対し、児童人口は495人減少している状況です。



	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
15-17 歳	4,502	4,549	4,607	4,533	4,579	4,702
12-14 歳	4,439	4,510	4,625	4,765	4,798	4,832
9-11 歳	4,735	4,816	4,819	4,812	4,771	4,860
6-8 歳	4,882	4,827	4,935	4,927	5,025	4,938
3-5 歳	5,156	5,306	5,239	5,088	4,797	4,705
0-2 歳	5,394	5,160	5,123	4,880	4,695	4,576
0-5 歳	10,550	10,466	10,362	9,968	9,492	9,281
6-14 歳	14,056	14,153	14,379	14,504	14,594	14,630
合計：0-17 歳	29,108	29,168	29,348	29,005	28,665	28,613
平成 30 年度と比較した増加率	-	0.21%	0.82%	0.35%	1.52%	1.70%
総人口	214,603	216,063	217,167	216,335	215,361	217,233

基礎自治体の児童相談所として ●——●——●

基礎自治体の児童相談所として

荒川区では、未来社会の守護者である子どもを自分たちで守るとし、これまで以上に子どもや家庭に対する切れ目ない相談体制を整備するために、令和2年4月にそれまでの「子ども家庭支援センター」機能と児童相談所機能を併せ持った「子ども家庭総合センター」を開設しました。同年7月からは児童相談所業務を開始し、区民に身近な基礎自治体として、子どもと子どもを取り巻く課題の解決に力を発揮できると共に、これまで以上に地域に近く、寄り添った支援体制を構築しています。また、困難な事例に対しては、児童相談所としての法的権限を行使し、厳しい対応を取ることで、子どもの安全・安心を守ることができるようになりました。

1 区における児童相談所の設置（荒川区子ども家庭総合センターの沿革）

特別区が児童相談所を設置できるようになり、荒川区子ども家庭総合センターにおいて児童相談所業務を開始するに至った経緯は、次のようになっています。

H20.6	都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所設置などに関する事務について区へ移管する方向で検討することで一致。
H24.2	児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会を設置し、都区の現行の役割分担の下での課題と対応策及び児童相談行政の体制のあり方について検討を開始。
H25.11	区長会総会で、区側で検討した「特別区児童相談所移管モデル」を了承。都に検討の再開を申し入れ。
H28.3.10	国の社会保障審議会児童部会に設置された「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」の中で、「原則として中核市及び特別区には児相相談所機能をもつ機関の設置を求め（以下略）」と記述。
H28.3.29	国は「政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする」という改正を含めた「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を閣議決定。
H28.5	「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、政令で定める特別区が児童相談所を設置することが可能になる。

- | | |
|---------|---|
| H29.2 | 区長会総会で、世田谷区、荒川区、江戸川区の3区をモデル的確認実施区として、計画案の確認作業を開始する。 |
| H30.11 | 3区（世田谷区・荒川区・江戸川区）と厚生労働省との間で、児童相談所設置市の政令指定に向けた協議を開始。また、3区と各所管児童相談所との間で、ケースの引継ぎに関する協議を開始。 |
| H31.3 | 3区と都の所管部署との間で、児童相談所設置市事務の引継ぎを開始。 |
| R1.8.30 | 荒川区を児童相談所設置市に指定する政令が公布。 |
| R2.4.1 | 荒川区子ども家庭総合センターを開設。 |
| R2.7.1 | 荒川区子ども家庭総合センターにおいて、児童相談所業務を開始。 |



荒川区のシンボルキャラクター
あら坊と妹のあらみい

2 荒川区子ども家庭総合センターについて

(1) 所在地

住所 荒川区荒川 1 - 50 - 17

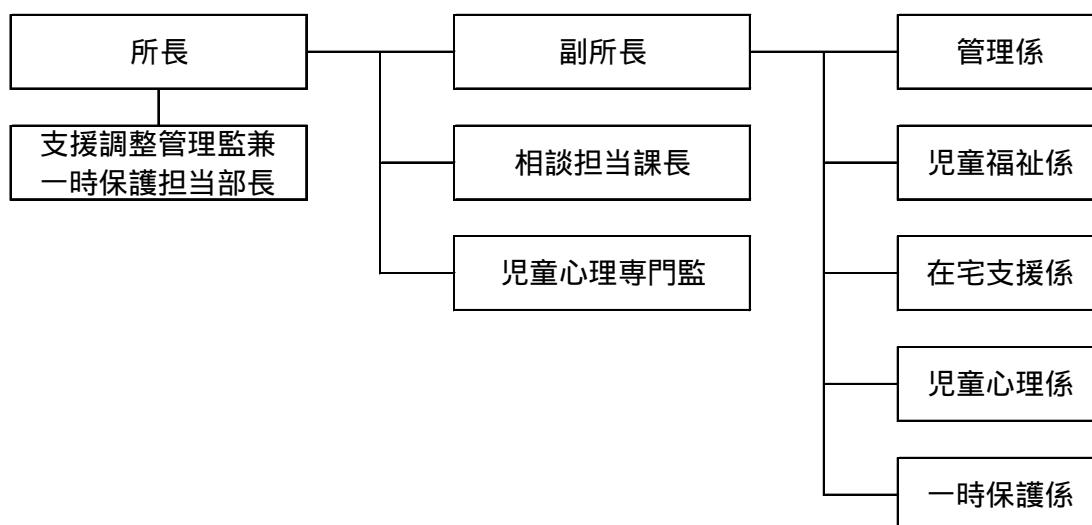
電話 03 - 3802 - 3765 ファックス 03 - 3802 - 3787



- アクセス ・JR常磐線「三河島」駅下車 徒歩9分
- ・都電荒川線「荒川区役所前」停留所下車 徒歩4分
- ・都営バス「荒川区役所前」停留所下車 徒歩3分
- ・コミュニティバスさくら「荒川区役所」停留所下車 徒歩3分

(2) 組織及び事務分掌

荒川区子ども家庭総合センターは、以下のような体制で運営しています。



(令和6年4月1日現在)

係ごとの主な業務は次の通りです。

管理係	・ 予算、決算、庁舎管理等、課の庶務 ・ 措置費関連事務 等
児童福祉係	・ 虐待、非行、障害についての相談対応、指導等 ・ 児童虐待の防止に関すること 等
在宅支援係	・ 養育、育成上の相談対応、支援等 ・ ショートステイ事業、要保護児童対策地域協議会に関すること ・ 里親支援事業に関すること 等
児童心理係	・ 医学診断及び治療指導に関すること ・ 心理診断及び治療指導に関すること ・ 愛の手帳の判定及び交付に関すること 等
一時保護係	・ 一時保護中の生活指導、学習指導、行動観察、行動診断等 ・ 一時保護中の健康管理 等

(3) 利用案内

次のような相談をお受けしています。

荒川区子ども家庭総合センターは、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく専門の相談機関です。

下記の相談内容は一例です。ご相談内容によっては他の専門機関をご紹介します場合があります。

【保護者からの相談】

- 急な病気で子どもを育てられない
- 子どもを施設や里親に預けたい
- 子育ての協力者がいない
- 子どもが家出したり無断で外泊したりする
- 子どもが家族に暴力を振るう
- 子どもがお金を払わず店の商品を持ち帰る
- 人見知りや夜泣きがひどい
- 友達と仲良く遊べない
- 不登校や思春期で困っている
- しつけの仕方が分からない
- 子どもをかわいいと思えない
- イライラして子どもにつらくあたってしまう
- 愛の手帳（知的障害者手帳）の手続きをしたい

など

【子どもからの相談】

- 家に帰るのが怖い
- 学校に行きたくない
- 友達にいじめられる など

相談のすすめ方

荒川区子ども家庭総合センターでは、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師など専門スタッフが相談にあたります。

- 調査や検査をもとにして、安定した子育てができるように話し合います。
- 必要に応じて、学校などの関係機関と連携し、ご家庭を支援します。
- 必要に応じて、お子さんを一時的にお預かりしたり、児童福祉施設への入所を調整します。

相談受付時間

月曜日～金曜日 8：30～17：15（土日・祝日・年末年始除く）

来所相談には原則として事前予約が必要です。

(4) 主な事業

荒川区子ども家庭総合センターでは、子どもと家庭を支援する様々な事業を実施しています。代表的な事業を記載していますが、このほかにも子育てを支援する多くの事業があり、区内の関係各所と連携して、荒川区の子どもを守っています。

里親制度

様々な理由により保護者と一緒に生活することができない子どもを、家族の一員として家庭に迎える「里親制度」推進のため、様々な事業を実施しています。随時、区報やホームページでお知らせします。

また、里親に関心のある方、詳しい説明を聞いてみたい方を対象に、個別説明会を開催しています。

ショートステイ

保護者の病気、出産、育児疲れ等により、中学３年生までの子どもの養育が一時的に困難となった場合に、宿泊又は日帰りでご利用いただけます。

乳児院や児童養護施設でお預かりする場合と、区内の協力家庭でお預かりする場合があります。お預かりしている間も園や学校に通うことができ（乳児院を除く）原則7日以

また、2歳から中学3年生の子どものショートステイを実施する「協力家庭」も募集しています。

24時間365日利用できる電話相談窓口を開設しています。通話料は無料です。

妊娠・出産・育児の悩みを看護師等の専門スタッフがお受けしています。妊娠中の方又は18歳未満の子どもがいる保護者が対象です。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、児童虐待の防止等に関する法律第6条により、速やかに児童相談所等に連絡する義務があります。相談者とその内容に関する秘密は守られますので、以下のようなときには、すぐにお電話ください。

- など

3 荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）で取り扱う児童相談・援助

荒川区子ども家庭総合センターでは、様々な相談に対応しています。子どもの虐待の件数は全国的にみて、年々増加傾向にあり、荒川区でも児童相談所業務開始後の相談内容の動向を注視し、必要な施策を展開していく必要があります。

ここでは、子ども家庭総合センターで受け付ける相談の種類を法的に分類します。また、法的な援助の種類についても多岐にわたっており、それらについても分類します。

（１）相談の種類

相談区分		内 容
養護相談		被虐待相談、養育困難相談（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等） 迷子等に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談 （乳児、虚弱児、疾病等に関すること等）
障害相談		知的障害相談（愛の手帳の相談含む） ことばの遅れ相談 肢体不自由相談、重症心身障害相談などの障害に関する相談
非 行 相 談	ぐ犯等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為 １、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為等相談	触法行為 ２があったとして警察署から第２５条による通告又は少年法第６条の６による送致のあった児童、犯罪少年 ３に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育 成 相 談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙 ４、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び、育児、ことばの遅れに関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等
里親に関する相談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談

- 1 ぐ犯行為：保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為をいいます。
- 2 触法行為：14歳未満の者が行った刑罰法令に触れる行為をいいます。
- 3 犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。
- 4 緘黙（かんもく）：話す能力があるにも関わらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話さない状態をいいます。

（２）援助の種類

措置によるもの

区 分	内 容
訓戒・誓約書の提出 （２７条１項１号）	誓約書の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、児童または保護者に再び同じような問題行動をしないと約束させ、書類を提出させる。
児童福祉司指導 （２６条１項２号） （２７条１項２号） （虐待防止法１１条１項）	・家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所又は家庭訪問等の方法により継続的に行う指導。 ・児童虐待を行った保護者に対して行う指導。
児童委員指導 （２７条１項２号）	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼する。
福祉事務所送致等 （２６条１項４号）	・知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合。 ・助産施設、母子生活支援施設、保育所の利用等を要すると認められる場合。 ・15歳以上の児童について、身体障害者更生援護施設、知的障害者更生施設、授産施設に入所させることが適当であると認められる場合。
里親委託 （２７条１項３号）	養子縁組を目的とせずに一定期間養育する「養育家庭」、障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する「専門養育家庭」、養子縁組を目的として養育する「養子縁組里親」、保護者が行方不明等の状態にある児童の扶養義務者等である親族が養育する「親族里親」に対し、児童の養育を委託する。

区 分	内 容
小規模住居型児童養育事業 委託（２７条１項３号）	一定の要件を備えた養育者の住居で５～６人の児童を養育する事業を行う者に対し、児童を委託する。
児童福祉施設等入所 （２７条１項３号） （２７条の２）（３１条）	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。
指定発達支援医療機関委託 （２７条２項）	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。
家庭裁判所送致 （２７条１項４号） （２７条の３）	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する。 少年法第３条第２項、６条７項
家庭裁判所家事審判請求 （２８条） （３３条の７・８・９）	児童福祉施設等の入所の承認の請求、親権一時停止・親権喪失・管理権喪失の請求（民法８３４条・８３５条）、未成年後見人選任（８４０条）・解任（８４６条）の請求を行う。

措置によらないもの

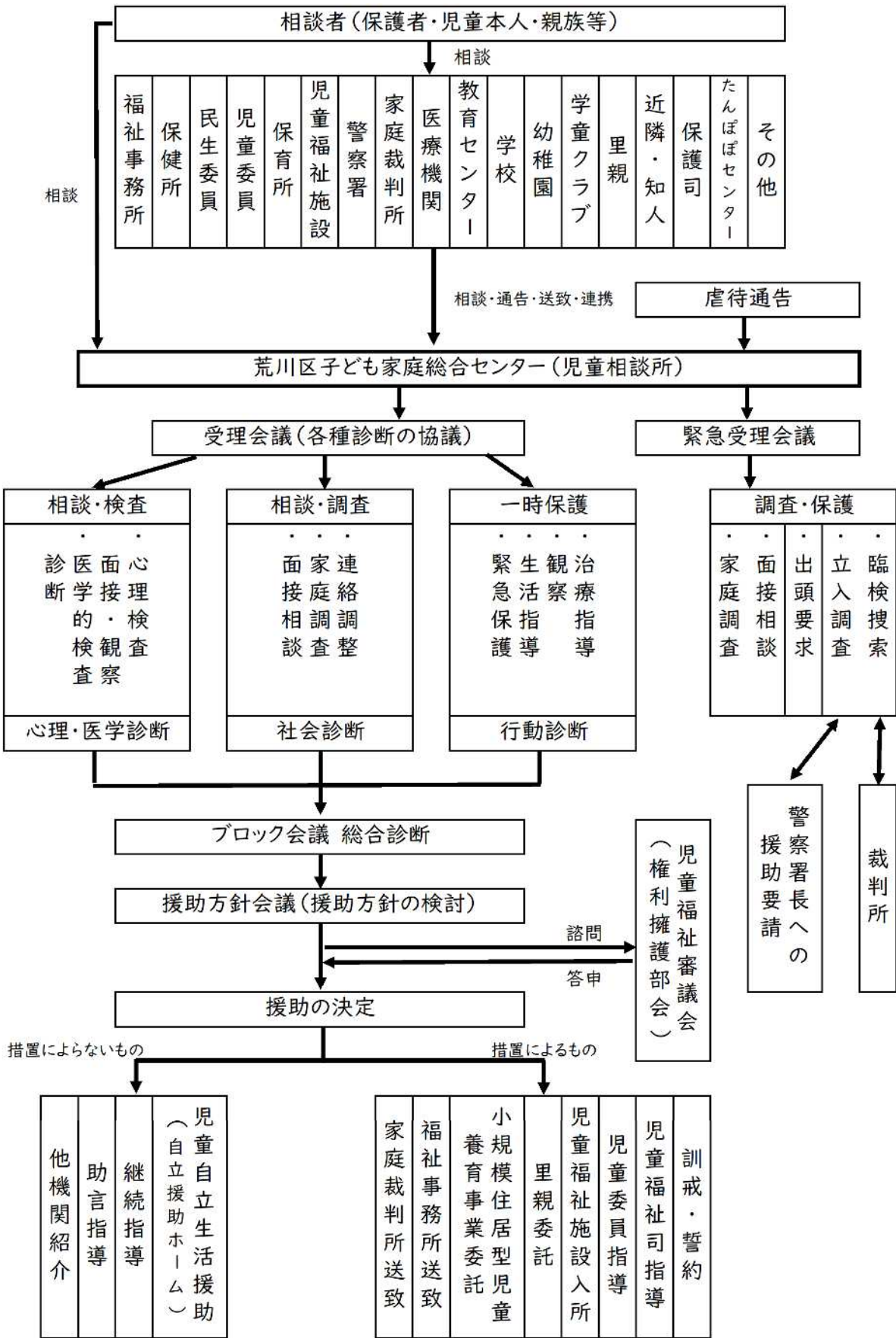
区 分	内 容
助言指導 （１１条１項２号二）	助言、情報提供等の適切な方法により、児童の有する問題が解決されと考えられる場合の指導。愛の手帳の判定、電話相談による助言など。
継続指導 （１１条１項２号二）	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行う。
他機関あっせん・紹介 （１１条１項２号二）	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する。
児童自立生活援助 （３３条の６）	義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るため必要な場合において、その児童から申込みがあったときは「自立援助ホーム」に入所させて、社会的自立に向けた援助を行う。

(3) その他

区 分	内 容
意見付与 (24 条の 3 第 3 項)	障害児施設給付費の要否の決定に際し、児童相談所長の意見を付与する。
立入調査 (29 条) (虐待防止法 9 条 1 項)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき、又は保護者による児童虐待等の場合における措置をとるため必要があると認めた時は、児童相談所長は児童委員又は児童福祉司をして、児童の住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができる。 正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては、罰則規定がある。(61 条の 5)
一時保護・一時保護委託 (33 条 1 ～ 10 項) (虐待防止法 8 条)	児童相談所長は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童等を一時保護し、また児童福祉施設等に一時保護委託することができる。
面会・通信の制限 (虐待防止法 12 条)	虐待を受けた児童で施設等入所中や一時保護中に、虐待を行った保護者の面会又は通信を制限することができる。
接近禁止命令 (虐待防止法 12 条の 4)	上記の面会・通信制限を受けている場合で必要があると認めるときは、児童の身近に付きまとい又は付近を徘徊しないよう命ずることができる。(虐待防止法第 18 条に罰則規定がある)
同居児童の届け出 (30 条)	4 親等内の児童以外の児童を一定期間同居させている者に対し、届出義務を課し、虐待や人身売買のような子どもの権利侵害が発生しないよう児童の保護を図る。
所長の親権代行 (33 条の 8 の 2)	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
再出頭要求 (虐待防止法 9 条の 2)	保護者が上記の出頭要求または立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

区 分	内 容
臨検・搜索 （虐待防止法９条の３）	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、当該児童の住所もしくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）の相談の流れ



【児童相談所の会議】

【受理会議】

児童相談所で受け付けた相談事例について、児童福祉司、児童心理司、その他関係職員で、調査及び診断の方針、判定、一時保護の要否等を検討し、最も適切で効果的な相談援助方法を検討するために開かれる会議です。虐待通告等緊急対応を要する場合は、安全確認の時期や方法の検討も含めた緊急受理会議を開催します。

【ブロック会議】

児童の援助方針に関する基礎的な協議単位（地域別）であり、児童福祉司、児童心理司、その他関係職員で、受理ケースの情報の共有化を図り、ケースの援助の提案に至るまでの各診断の進め方や、援助方針について意見を出し合い検討するために開かれる会議です。

【援助方針会議】

調査、診断、判定等の結果に基づき、その児童、保護者等に対する最も適切で効果的な援助方針を作成、確認するために開かれる会議です。また、措置の決定等緊急に援助方針を要する場合は、緊急援助方針会議を開催します。



荒川区子ども家庭総合センター事業概要 ●————●————●

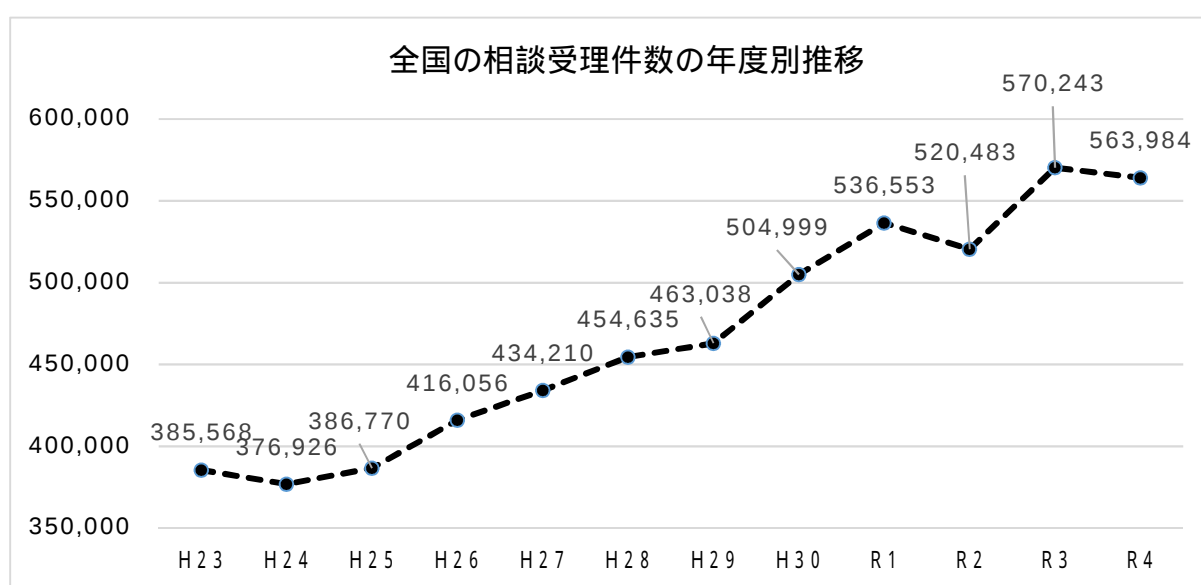
荒川区子ども家庭総合センター事業概要

荒川区子ども家庭総合センターは、令和2年7月に児童相談所業務を開始し、児童相談所としての統計を取り始めました。そのため、令和2年度の統計は、令和2年7月から令和3年3月までの9か月分の数値となっています。

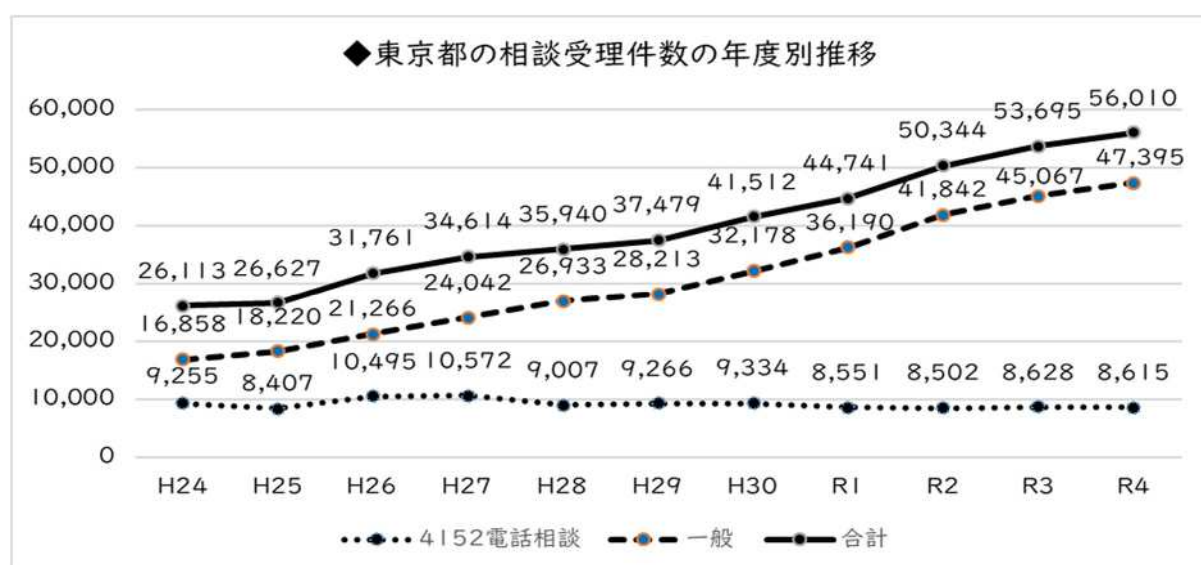
1 全国及び東京都の状況

(1) 相談受案件数の推移

全国の相談受案件数の推移は、下図のとおり増加傾向にあり、令和2年度については、微減しましたが、令和3年度は再び増加に転じています。(全国の令和5年度件数については、令和6年10月1日現在未公表)

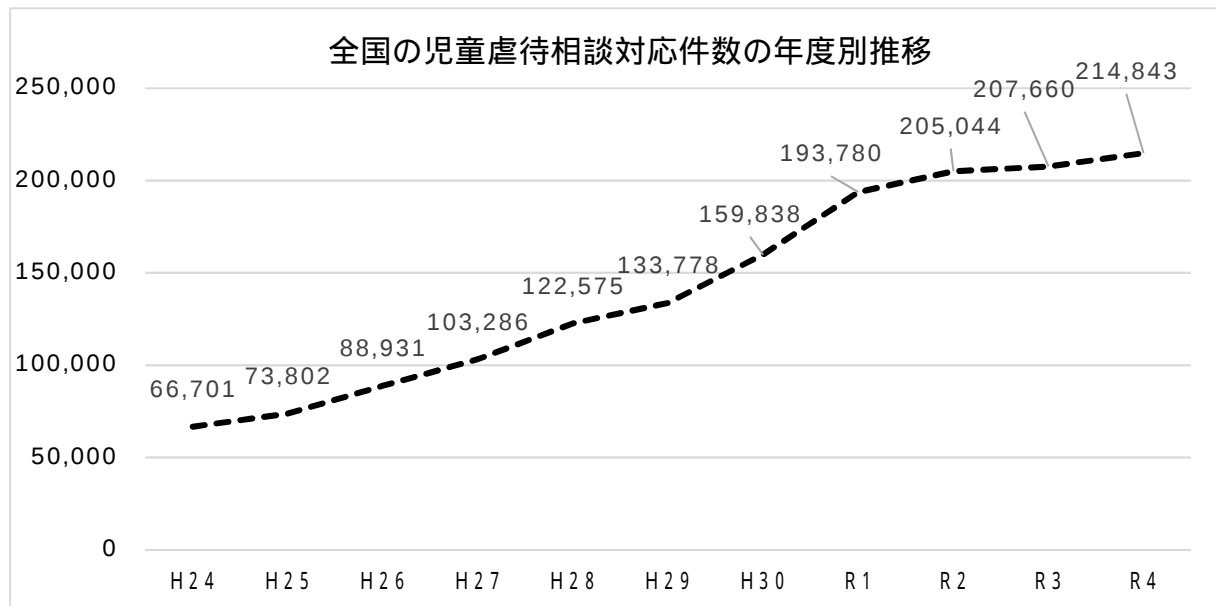


また、東京都の相談受案件数についても、増え続けている状況です。(東京都の令和5年度件数については、令和6年10月1日現在未公表)

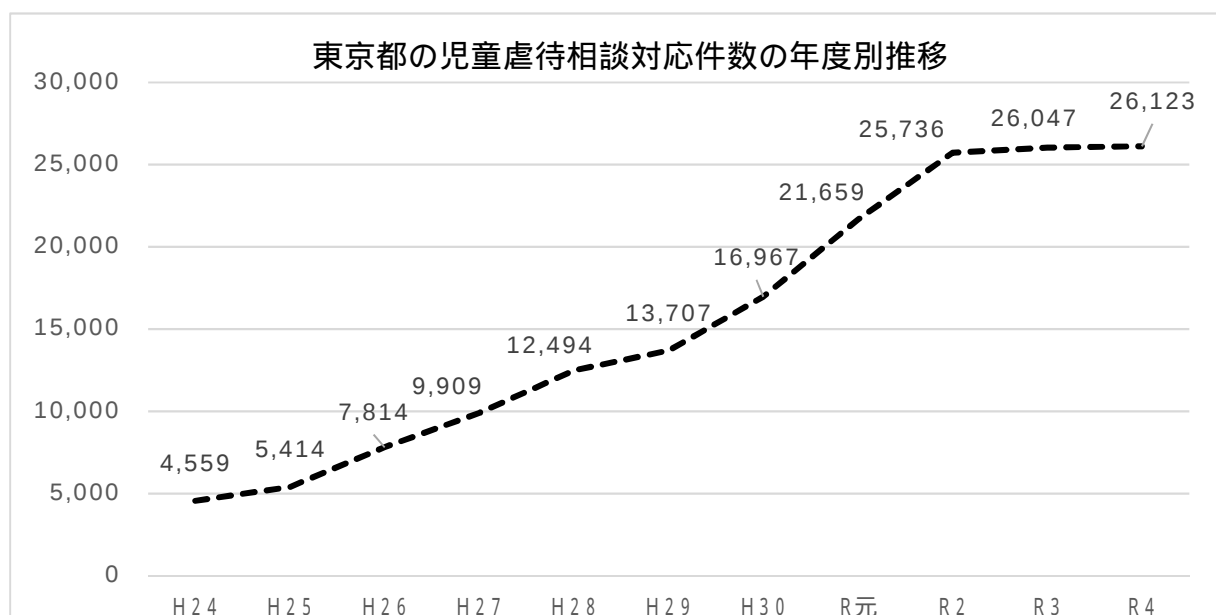


(2) 児童虐待相談対応件数の推移

児童相談所に寄せられる相談の中でも、社会的に大きな課題となっているのが児童虐待相談です。国では、心理的虐待に係る相談対応件数の増加や、虐待相談窓口の普及などによる家族親戚、近隣知人、児童本人等からの通告の増加が主な増加要因とみています。(全国の令和 5 年度件数については、令和 6 年 10 月 1 日現在未公表)



また、東京都における児童虐待相談対応件数は、下図のとおりです。(東京都の令和 5 年度件数については、令和 6 年 10 月 1 日現在未公表)



2 荒川区子ども家庭総合センターの相談受付状況

(1) 経路別受付状況

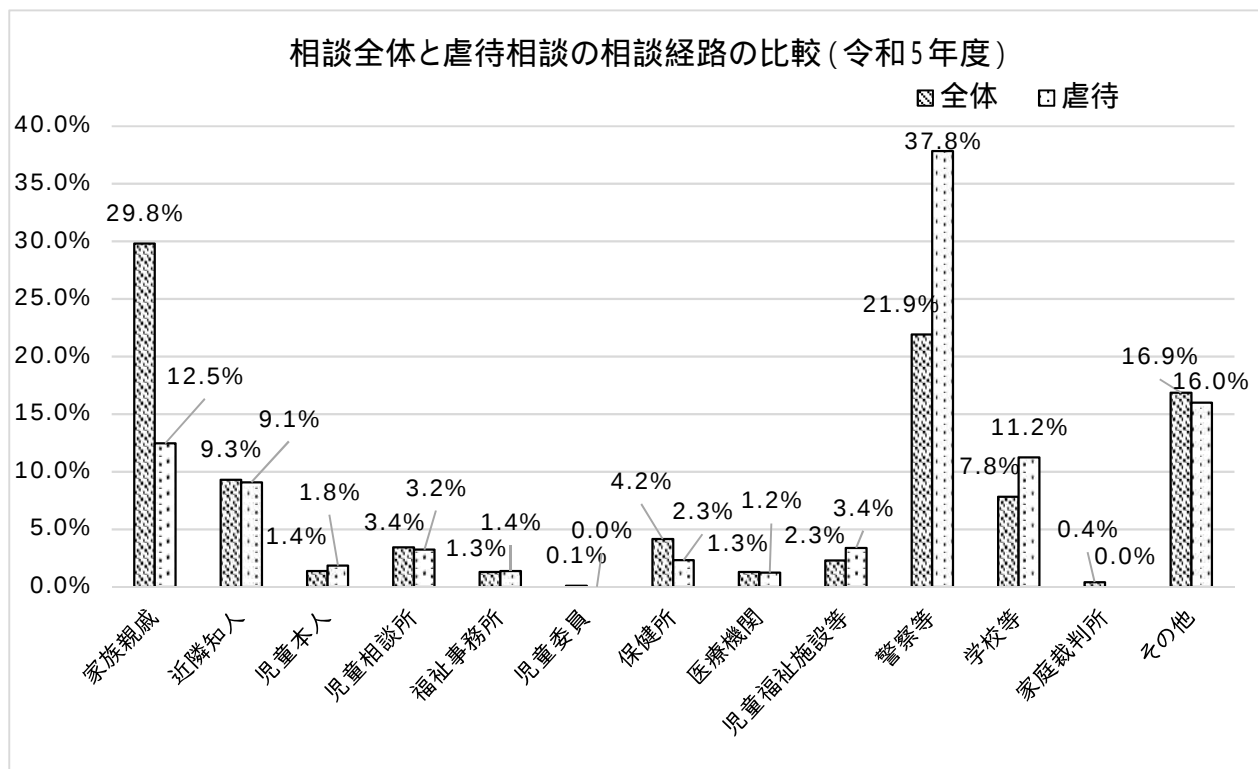
相談経路は、「家族・親戚」「警察等」の割合が大きく、次いで「近隣・知人」「学校等」となっています。これは、荒川区子ども家庭総合センターが、身近な相談機関として区民等から認知されてきたためと考えています。また、関係機関との連携の重要性を踏まえ、定期的に会議等を開催し顔の見える関係を構築していることも、相談件数の増加に繋がっています。

経路別受付状況（令和4年度～令和5年度）

	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	児童相談所	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童保育所・福祉施設	警察等	学校等	家庭裁判所	その他	合計
令和4年度	276	88	16	36	23	0	45	12	24	247	91	4	190	1,052
令和5年度	366	114	17	42	16	1	51	16	28	269	96	5	207	1,228
割合	29.8%	9.3%	1.4%	3.4%	1.3%	0.1%	4.2%	1.3%	2.3%	21.9%	7.8%	0.4%	16.9%	100%

割合は四捨五入しているため、合計が100%にならない

令和5年度は速報値



(2) 相談内容別受付状況

荒川区の相談受付状況を相談種別ごとにみると、約半数は児童虐待相談であることが特徴としてげられます。

相談内容別受付状況 (令和 4 年度 ~ 令和 5 年度)

相談種別		令和4年度	令和5年度
養護相談	児童虐待	516	657
	その他	150	162
保健相談		1	0
障害相談	肢体不自由	4	7
	視覚障害	0	0
	言語発達障害等	0	0
	重症心身障害	0	0
	知的障害	112	122
	発達障害	2	1
非行相談	く犯行為等	19	17
	触法行為等	16	6
育成相談	性格行動	80	88
	不登校	23	21
	適性	1	5
	育児・しつけ	36	36
その他の相談		92	106
合計		1,052	1,228

(3) 男女別・年齢別受付状況

令和5年度における男女別、年齢別の受理件数は、下表の通りです。全ての年齢層において児童虐待相談が多くなっています。

		養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
		児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
男女別	男	356	84	0	4	0	0	0	80	1	11	3	56	12	4	22	54	687
	女	301	78	0	3	0	0	0	42	0	6	3	32	9	1	14	52	541
年齢別	0歳	33	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	78
	1歳	40	12	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	5	63
	2歳	32	6	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	7	8	57
	3歳	41	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	4	10	67
	4歳	39	8	0	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	8	6	68
	5歳	45	4	0	1	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	6	7	72
	6歳	39	5	0	1	0	0	0	12	0	0	0	6	0	1	1	8	73
	7歳	55	7	0	0	0	0	0	8	0	1	0	7	1	0	0	4	83
	8歳	48	10	0	0	0	0	0	4	0	0	2	8	2	0	0	8	82
	9歳	32	6	0	2	0	0	0	8	1	1	0	6	1	0	0	5	62
	10歳	37	8	0	1	0	0	0	9	0	0	0	11	1	0	0	5	72
	11歳	44	11	0	0	0	0	0	7	0	2	1	8	1	0	0	10	84
	12歳	37	7	0	0	0	0	0	10	0	4	1	7	4	0	0	5	75
	13歳	43	9	0	0	0	0	0	16	0	0	2	9	5	0	0	3	87
	14歳	35	10	0	0	0	0	0	13	0	3	0	11	3	0	0	4	79
	15歳	31	9	0	1	0	0	0	3	0	3	0	11	1	1	0	4	64
	16歳	15	8	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	2	2	0	4	37
	17歳	11	2	0	0	0	0	0	3	0	1	0	1	0	1	0	3	22
	18歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
合計		657	162	0	7	0	0	0	122	1	17	6	88	21	5	36	106	1,228

(4) 児童虐待に対する児童相談所としての対応

荒川区の児童虐待の内容別の状況は以下の通りです。

荒川区の虐待内容別対応状況（令和４年度～令和５年度）

	令和４年度	令和５年度
身体的虐待	129件	191件
性的虐待	3件	2件
心理的虐待	306件	405件
保護者の怠慢・拒否（ネグレクト）	43件	52件
合計	481件	650件

子どもへの虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に多大な影響を与えると共に、次の世代に引き継がれる恐れもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。子どもの虐待の予防や虐待の問題を解消するための援助は一つの機関や職種のみではなれません。このため、子ども家庭総合センター、学校、保育園、保健所、警察、医療機関、児童委員等の関係機関による要保護児童対策地域協議会等を通して、共通の認識のもとに関係機関の特性を生かした役割分担による連携協力体制を確立し、予防や支援にあたっています。

児童相談所が虐待の通告・相談を受けた時は、P16の流れに沿って、援助の方針を決定していきます。

虐待の通告内容、訪問・調査結果等から、緊急に児童の安全確保が必要と判断される場合は、一時保護等により児童を保護します。子どもの安全確認・確保ができない場合は、警察署長に援助を求め、児童福祉法第29条及び虐待防止法第9条により「立入調査」を行ったり、状況に応じて、「出頭要求」「臨検搜索」等を行ったりすることもあります。

また、親権者の意に反して長期間（2か月を超える）保護する場合や、保護者の同意が得られない施設入所等の措置をとる際には、家庭裁判所に承認を得る必要があり、司法との連携も強化されてきています。

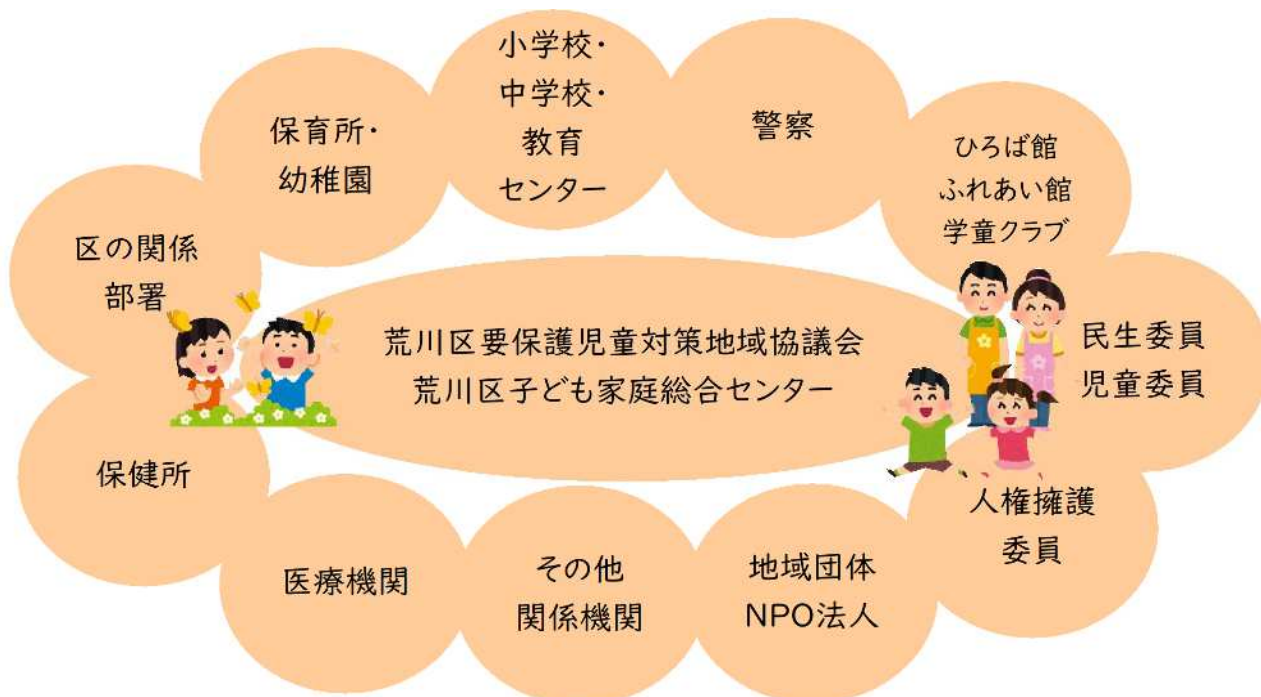
要保護児童対策地域協議会とは

虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている満18歳に満たない要保護児童・要支援児童、その保護者と特定妊婦への適切な支援を図るために、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行っています。

要保護児童...保護者のいない又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童

要支援児童...保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦...出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦



(5) 警察からの児童通告

荒川区には3つの警察署（荒川警察署、南千住警察署、尾久警察署）があり、児童相談所との連携を強化しています。

110番通報などにより警察官が臨場し、子どもの安全が家庭では確保されないと判断された場合等には「身柄付通告」として児童相談所に通告され、原則として一時保護することになります。児童を保護する状況になくとも、児童相談所の指導が必要とされる場合には通告されます。

荒川区における警察からの通告については、以下の通りです。

警察からの通告件数（令和４年度～令和５年度）

	令和４年度	令和５年度
通告件数	２４７件	２６０件
（うち身柄付通告）	（２０件）	（２５件）

警察からの通告の相談別内訳（令和４年度～令和５年度）

	令和４年度	令和５年度
被虐待	１７６件	２３４件
非行	２７件	６件
その他	４４件	２９件
合計	２４７件	２６９件

荒川区は、地域の見守りや学校・教育委員会、警察署との日ごろからの連携により、身柄付通告が比較的少ない地域です。今後も、こういった状況が維持されるよう、関係各部署との連携を強化していきます。

3 一時保護の状況

(1) 一時保護所における一時保護

荒川区子ども家庭総合センターが運営する一時保護所は定員10名で、家庭的な雰囲気大切にするとともに、児童にとって最も安心・安全な状況で保護できるよう環境を整えています。また、東京都や他区の児童相談所と相互利用のための協定を結び、東京都や他区からの児童（受託児童）も受け入れています。

一時保護所の状況

	年間保護実人員			年間保護 延日数
	前年度から 継続	新規入所	合計	
令和4年度 (うち受託児童を除く)	9人 (8人)	66人 (60人)	75人 (68人)	3,433日 (3,248日)
令和5年度 (うち受託児童を除く)	13人 (13人)	76人 (67人)	89人 (80人)	3,397日 (3,235日)

退所児童の平均保護日数

	年間退所児童数 (A)	年間保護延日数 (B)	退所児童1人当たり 平均保護日数 (B / A)
令和4年度 (うち受託児童を除く)	62人 (55人)	3,504日 (3,268日)	57日 (59日)
令和5年度 (うち受託児童を除く)	79人 (70人)	3,392日 (3,230日)	43日 (46日)

相談内容別新規入所状況（受託児童を除く）

	養護 (被虐待)	養護 (その他)	障害	非行	育成	保健・ その他	合計
令和4年度	36人	8人	0人	6人	10人	0人	60人
令和5年度	45人	12人	0人	3人	7人	0人	67人

退所状況（受託児童を除く）

	児童福祉 施設入所	里親委託	他の児童相 談所・機関 に移送	家庭裁判所 送致	帰宅	その他	合計
令和４年度	１１人	０人	５人	０人	３７人	２人	５５人
令和５年度	５人	０人	２人	０人	６２人	１人	７０人

どの児童相談所でも、児童虐待の増加等により、近年、一時保護需要が増えています。荒川区では、家庭的な雰囲気を大切にしつつ、安心・安全に配慮した一時保護所での生活を提供し、児童の将来を見据えた支援を行っています。

（２）一時保護委託

子どもの一時保護は、児童相談所の一時保護所において行う他、子どもの状況によって、適切な場所に一時保護を委託することができます。

主な委託先としては、児童養護施設・乳児院・里親・障害児入所施設・病院等があります。

相談内容別新規一時保護委託状況

	養護 (被虐待)	養護 (その他)	障害	非行	育成	保健・ その他	合計
令和４年度	３人	１３人	０人	０人	１人	１人	１８人
令和５年度	１人	３人	２人	０人	１人	１人	８人

解除状況

	児童福祉 施設入所	里親委託	他の児童相 談所・機関 に移送	家庭裁判所 送致	帰宅	その他	合計
令和４年度	１人	０人	０人	０人	１４人	３人	１８人
令和５年度	４人	２人	３人	０人	１人	０人	１０人

4 社会的養育について

(1) 社会的養育とは

様々な事情により家庭で養育できない児童が、施設や里親家庭などで養育される「社会的養護」だけでなく、養子縁組の成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子どもたちが、生まれ育った環境に寄らず、家庭や家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できるよう、状況や課題に応じた養育・ケアを行うことを「社会的養育」と言います。

東京都では「東京都社会的養育推進計画」を策定し、以下のような取り組みを行っています。

- 家庭と同様の環境における養育の推進
 - ・ 里親制度の普及、里親に対する支援
 - ・ 特別養子縁組に関する取組の推進 など
- 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
 - ・ 施設の小規模化
 - ・ 施設の多機能化 など
- 社会的養護のもとで育つ子どもたちの自立支援
 - ・ ジョブ・トレーナーの充実
 - ・ 高校在学中の学習支援の充実 など
- 児童相談所の体制強化
- 一時保護児童への支援体制の強化
- 子ども・子育て家庭を支えるための取組

荒川区では、東京都の社会的養育推進計画に則り、里親制度の普及や里親支援を中心に、社会的養育の環境整備を進めています。



(2) 社会的養育の状況

様々な事情により家庭で生活できない児童や、親による虐待のため家庭で生活することが難しい場合、乳児院や児童養護施設等に入所することがあります。個々の事情に応じて、施設や里親など、子どもの安心・安全が守られる場所で生活できるよう、生活の場を選んでいきます。

荒川区の「里親制度」では、以下の4種類の制度があります。

養育家庭（里親）	養子縁組を目的とせずに、一定期間子どもを養育する里親です。実親の状況により途中で元の家庭に戻ることもあります。短期間のみ子どもを預かる家庭もあります。
専門養育家庭	専門的ケアを必要とする被虐待児、非行等の問題や障害等を有する子どもを、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する里親です。
親族里親	実親が死亡、行方不明、疾病等で養育できない場合に、祖父母等の3親等内の親族が子どもを養育する里親です。
養子縁組里親	養子縁組を目的として、子どもを養育する里親です。

荒川区の社会的養育の現状は以下の通りです。

児童福祉施設措置状況（各年度末在籍数）

	乳児院	児童養護施設	障害児入所施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	合計
令和4年度	8名	34名	4名	2名	0名	48名
令和5年度	4名	39名	5名	1名	0名	49名

里親委託の状況（各年度末）

	委託児童数	里親委託率
令和4年度	7名	14.2%
令和5年度	7名	14.0%

里親委託率 = 里親・ファミリーホーム委託児童数 / 乳児院・児童養護施設入所児童数 + 里親・ファミリーホーム委託児童数

里親登録数（各年度末時点）

	養育家庭（里親）	専門養育家庭	親族里親	養子縁組里親
令和4年度	11家庭	1家庭	0家庭	8家庭
令和5年度	14家庭	1家庭	0家庭	8家庭

養育家庭（里親）のうち専門養育家庭として1家庭が登録されています。

養育家庭（里親）と養子縁組里親の両方に登録する里親は3家庭あります。

荒川区では、里親に対する理解が深まるよう里親制度の普及促進に取り組み、里親家庭で子どもが安心して生活できるよう、支援を進めていきます。

荒川区では、下図のようなチーム養育体制で里親と委託児童を支えています。



フォスターリング機関とは、荒川区の委託を受け、里親支援事業を包括的に実施する機関です。

里親支援事業

- ・講演会や出前講座などによる里親制度の普及促進、里親の新規開拓
- ・里親の研修等の里親トレーニング
- ・マッチング支援、里親養育への支援 など

基礎自治体の児童相談所として、これまで以上に学校を始めとした地域の関係機関などと連携し、里親の皆さんの支援を進めています。

5 基礎自治体の児童相談所としての事業

荒川区子ども家庭総合センターは、比較的小規模な自治体にできた児童相談所の特徴の一つとして、子ども家庭支援センターの機能も有しています。基礎自治体ならではの、関係機関同士が顔の見える関係を構築している中で、虐待だけでなく、様々な事情により保護者による子どもの養育ができない場合には、関係各部署と連携し、様々な支援を実施しています。

また、地域との連携強化にも取り組んでおり、学校・教育委員会との連携は基礎自治体の児童相談所ならではのものです。

(1) 2 4 時間 3 6 5 日体制

荒川区では、児童虐待の相談や子育てに関する相談に迅速に対応し、子どもを虐待から守る体制を強化するため、通告者や相談者からの電話を 2 4 時間 3 6 5 日確実に受け付けることのできる体制を確保しています。

相談があった場合には、必要に応じて子ども家庭総合センター職員が児童の安全を確認したり、他の機関に繋げたりしながら、個々の事情に寄り添いながら対応しています。(電話番号等は P 1 0 参照)

2 4 時間・3 6 5 日体制の電話相談受付状況

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
あらかわキッズ・マザーズコール 2 4	1,888 件	1,509 件	1,254 件	1,069 件	1,225 件
1 8 9	—	138 件	205 件	261 件	266 件

1 8 9 については、令和 2 年度は、令和 2 年 7 月～令和 3 年 3 月の状況

(2) ショートステイ事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、お子さんを短期間、協力家庭や施設で養育・保護を行うことにより、児童と家庭の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

	対象年齢	利用期間	基本負担額	実施施設
乳幼児ショートステイ	0 歳 ・ 1 歳	原則 1 回 7 日以内	1 人当たり 1 日 3,000 円	日赤附属乳児院 （渋谷区広尾）
ショートステイ	2 歳から 中学 3 年生			児童養護施設クリスマス・フォレスト（荒川区荒川八丁目）
協力家庭ショートステイ		原則月 7 日以内		区内協力家庭

負担額には減免制度あり

協力家庭ショートステイ事業は、平成 3 0 年 1 0 月から開始しました。協力家庭ショートステイでは、一般のご家庭で、できるだけ普段の生活と変わらない形でお子さんをお預かりすることができます。ショートステイの延べ利用日数は以下のとおりです。

ショートステイ事業利用の延べ利用日数

	R 1	R 2	R 3	R4	R 5
乳幼児ショートステイ	57 日	27 日	68 日	83 日	126 日
ショートステイ	107 日	72 日	80 日	174 日	435 日
協力家庭ショートステイ	204 日	207 日	344 日	503 日	499 日

令和 2 年度～ 3 年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時的に受け入れを停止した時期があります。

(3) 関係諸機関、地域との連携

基礎自治体に開設された児童相談所として、関係機関とのスピード感ある連携は、大きな特徴の一つです。乳幼児健診、ひとり親相談、DV相談といった相談等の担当部署との連携や、警察、地域の医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員の皆様、子ども食堂などの活動をされている地域の皆様などとも、児童相談所開設前から児童相談所の開設に理解を頂き、開設後には、物心両面の近さを生かした対応がとれています。

(4) 学校・教育委員会との連携

学校や教育委員会、子ども家庭総合センターによる協力体制を構築・強化することにより、スムーズな連携が図られるよう、令和2年度には冊子「荒川区内小中学校と子ども家庭総合センターの連携について」を作成し、教職員へ配布しました。

また、連携体制の構築とあわせて、虐待防止についての更なる啓発のために「児童虐待防止対応マニュアル」を区立小・中学校の全教員や幼稚園・こども園も含めた関係機関に配布するとともに、令和5年度には、全中学校にスクールソーシャルワーカーが配置され、中学校区内の小学校も含めた定期的な巡回により、子ども・保護者・教員の相談に速やかに対応できる体制が整備されてきたところです。

このような取組とあわせて、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、学校や教育センター、スクールソーシャルワーカーとの定期的な会議により情報を共有することで、日常の学校生活等から虐待に限らず児童や生徒、ご家庭の困りごと等の兆しを早期に発見し、迅速な対応を目指しており、これまで以上に学校等との連携強化が図られています。

■ 統計資料編



統計資料編 目次

ページ	項番	大分類	小分類
1	1 (1)	相談受付状況	経路別受付状況
3	(2)	相談受付状況	相談内容別受付状況 < 男女別 >
5	(3)	相談受付状況	相談内容別受付状況 < 年齢別 >
7	2 (1)	相談対応状況	相談内容別対応状況
9	(2)	相談対応状況	被虐待児童虐待内容別対応状況 < 相談経路別 >
1 1	(3)	相談対応状況	被虐待児童虐待内容別対応状況 < 主たる虐待者別 >
1 2	(4)	相談対応状況	被虐待児童虐待内容別対応状況 < 年齢別 >
1 3	3 (1)	一時保護状況	相談内容別新規入所状況 < 年齢別 >
1 4	(2)	一時保護状況	保護人数及び延日数
1 5	(3)	一時保護状況	相談内容別退所状況
1 6	(4)	一時保護状況	退所児童の保護期間
1 7	4 (1)	一時保護委託状況	相談内容別新規一時保護委託状況 < 年齢別 >
1 8	(2)	一時保護委託状況	相談内容別一時保護委託解除状況 < 対応状況別 >
1 9	(3)	一時保護委託状況	相談内容別一時保護委託解除状況 < 委託先別 >
2 0	5 (1)	児童福祉施設等措置状況	児童福祉施設新規措置状況
2 0	(2)	児童福祉施設等措置状況	児童福祉施設措置状況 < 年度末時点 >
2 0	(3)	児童福祉施設等措置状況	里親委託状況
2 1	6 (1)	事業実施状況	電話相談受付状況
2 1	(2)	事業実施状況	ショートステイ利用状況 < 延日数 >

1 相談受付状況

(1) 経路別受付状況

		都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市				市 区 町 村				児 童 福 祉 施 設 ・ 指 定 発 達 支 援 医 療 機 関			児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	認 定 こ ど も 園
		児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	医 指 定 発 達 機 関 支 援		
令 和 3 年 度	男	10	0	0	0	15	0	0	39	9	2	0	0	0
	女	12	0	0	0	10	0	0	32	2	6	0	0	0
	計	22	0	0	0	25	0	0	71	11	8	0	0	0
令 和 4 年 度	男	20	12	0	25	0	0	0	3	9	9	0	0	0
	女	16	11	0	14	0	0	0	4	2	4	0	0	0
	計	36	23	0	39	0	0	0	7	11	13	0	0	0
令 和 5 年 度	男	22	10	0	37	0	0	0	3	16	5	0	0	0
	女	20	6	0	31	0	0	0	5	5	2	0	0	0
	計	42	16	0	68	0	0	0	8	21	7	0	0	0

福祉行政報告例における経路種別が令和4年度より一部変更。

都道府県・指定都市・中核市の項目に児童相談所を設置する特別区を含むとされた。

警 察 等	家 庭 裁 判 所	保 健 所 及 医 療 機 関		学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
		保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等							
158	5	39	6	1	38	4	0	0	234	58	6	65	689
99	1	33	5	4	26	2	0	0	145	49	3	68	497
257	6	72	11	5	64	6	0	0	379	107	9	133	1,186
146	2	23	5	1	39	5	0	0	179	54	6	71	609
101	2	22	7	0	42	4	1	0	97	34	10	72	443
247	4	45	12	1	81	9	1	0	276	88	16	143	1,052
147	5	29	5	0	47	3	0	0	226	58	5	69	687
122	0	22	11	2	41	3	0	1	140	56	12	62	541
269	5	51	16	2	88	6	0	1	366	114	17	131	1,228

(2) 相談内容別受付状況 < 男女別 >

		養護相談		保 健 相 談	障害相談					
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談
令和 3 年度	男	279	131	1	2	0	1	1	90	1
	女	198	93	2	0	0	0	0	44	3
	計	477	224	3	2	0	1	1	134	4
令和 4 年度	男	281	86	1	1	0	0	0	84	2
	女	235	64	0	3	0	0	0	28	0
	計	516	150	1	4	0	0	0	112	2
令和 5 年度	男	356	84	0	4	0	0	0	80	1
	女	301	78	0	3	0	0	0	42	0
	計	657	162	0	7	0	0	0	122	1

非行相談		育成相談				その他の相談	計
ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ つ け 相 談		
10	12	48	14	0	31	68	689
13	9	31	12	0	32	60	497
23	21	79	26	0	63	128	1,186
10	12	42	14	0	21	55	609
9	4	38	9	1	15	37	443
19	16	80	23	1	36	92	1,052
11	3	56	12	4	22	54	687
6	3	32	9	1	14	52	541
17	6	88	21	5	36	106	1,228

(3) 相談内容別受付状況 < 年齢別 >

		養護相談		保 健 相 談	障害相談					
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談
令和5年度	0歳	33	34	0	0	0	0	0	0	0
	1歳	40	12	0	0	0	0	0	3	0
	2歳	32	6	0	0	0	0	0	3	0
	3歳	41	6	0	0	0	0	0	6	0
	4歳	39	8	0	1	0	0	0	6	0
	5歳	45	4	0	1	0	0	0	9	0
	6歳	39	5	0	1	0	0	0	12	0
	7歳	55	7	0	0	0	0	0	8	0
	8歳	48	10	0	0	0	0	0	4	0
	9歳	32	6	0	2	0	0	0	8	1
	10歳	37	8	0	1	0	0	0	9	0
	11歳	44	11	0	0	0	0	0	7	0
	12歳	37	7	0	0	0	0	0	10	0
	13歳	43	9	0	0	0	0	0	16	0
	14歳	35	10	0	0	0	0	0	13	0
	15歳	31	9	0	1	0	0	0	3	0
	16歳	15	8	0	0	0	0	0	2	0
	17歳	11	2	0	0	0	0	0	3	0
	18歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	657	162	0	7	0	0	0	122	1

非行相談		育成相談				その他の相談	計
ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ つ け 相 談		
0	0	0	0	0	7	4	78
0	0	0	0	0	3	5	63
0	0	1	0	0	7	8	57
0	0	0	0	0	4	10	67
0	0	0	0	0	8	6	68
0	0	0	0	0	6	7	72
0	0	6	0	1	1	8	73
1	0	7	1	0	0	4	83
0	2	8	2	0	0	8	82
1	0	6	1	0	0	5	62
0	0	11	1	0	0	5	72
2	1	8	1	0	0	10	84
4	1	7	4	0	0	5	75
0	2	9	5	0	0	3	87
3	0	11	3	0	0	4	79
3	0	11	1	1	0	4	64
2	0	2	2	2	0	4	37
1	0	1	0	1	0	3	22
0	0	0	0	0	0	3	3
17	6	88	21	5	36	106	1,228

2 相談対応状況

(1) 相談内容別対応状況

			面接指導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	指 導 児 童 家 庭 支 援 委 セ ン タ ー	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致
			助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん					
令和5年度	養護 相談	児 童 虐 待 相 談	561	33	23	32	0	0	0	0
		そ の 他 の 相 談	80	22	2	34	0	0	0	0
	保 健 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0
	障害 相談	肢 体 不 自 由 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0
		視 聴 覚 障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0
		言 語 発 達 障 害 等 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0
		重 症 心 身 障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0
		知 的 障 害 相 談	138	1	0	0	0	0	0	0
		発 達 障 害 相 談	2	0	0	0	0	0	0	0
	非行 相談	く 犯 行 為 等 相 談	16	0	0	3	0	0	0	0
		触 法 行 為 等 相 談	9	0	1	0	0	0	0	0
	育成 相談	性 格 行 動 相 談	70	12	4	0	0	0	0	0
		不 登 校 相 談	19	2	0	0	0	0	0	0
		適 性 相 談	2	2	0	0	0	0	0	0
		育 児 ・ し つ け 相 談	31	1	1	0	0	0	0	0
	そ の 他 の 相 談		11	1	1	1	0	0	0	0
	計		939	74	32	70	0	0	0	0

福祉事務所送致又は通知	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設		委 指 定 発 達 支 援 医 療 機 託 関	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	利 障 害 児 用 施 設 契 等 へ 約 の	そ の 他	計
		入 所	通 所						
0	0	1	0	0	0	0	0	0	650
0	0	4	0	0	2	0	0	1	145
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	0	0	0	0	1	0	141
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
0	0	0	0	0	0	1	0	0	11
0	0	1	0	0	0	0	0	0	87
0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	1	0	0	0	0	0	0	34
0	0	6	0	0	1	0	0	83	104
0	0	14	0	0	3	1	5	84	1,222

(2) 被虐待児童虐待内容別対応状況 < 相談経路別 >

		都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市				市 区 町 村				児 童 福 祉 施 設 ・ 指 定 発 達 支 援 医 療 機 関			児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー
		児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	医 指 定 発 達 機 関 支 援	
令和3年度	身体的虐待	1	0	0	0	4	0	0	6	6	1	0	0
	性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	心理的虐待	1	0	0	0	20	0	0	17	3	4	0	0
	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	3	0	0	0	0	0	0	4	1	1	0	0
	計	5	0	0	0	24	0	0	27	10	6	0	0
令和4年度	身体的虐待	2	3	0	9	0	0	0	0	3	2	0	0
	性的虐待	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	心理的虐待	18	15	0	2	0	0	0	0	4	1	0	0
	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	3	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	26	19	0	14	0	0	0	0	7	3	0	0
令和5年度	身体的虐待	7	4	0	18	0	0	0	1	11	1	0	0
	性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	心理的虐待	14	4	0	15	0	0	0	0	3	1	0	0
	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	0	1	0	4	0	0	0	0	6	0	0	0
	計	21	9	0	37	0	0	0	1	20	2	0	0

福祉行政報告例における経路種別が令和4年度より一部変更。

都道府県・指定都市・中核市の項目に児童相談所を設置する特別区を含むとされた。

認定 こども 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所 及び医療機関		学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
			保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等							
0	35	0	6	1	0	35	2	0	0	20	6	4	3	130
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
0	161	0	14	0	0	10	0	0	0	17	28	2	60	337
0	5	0	1	5	0	13	0	0	0	2	4	0	2	41
0	202	0	21	6	0	58	2	0	0	40	38	6	65	510
0	29	0	3	3	2	43	1	0	0	16	9	2	2	129
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	127	0	7	0	0	15	0	0	0	17	36	1	63	306
0	6	0	1	2	2	3	1	0	0	2	9	0	10	43
0	162	0	11	5	4	61	2	0	0	35	54	3	75	481
0	52	0	6	4	1	38	1	0	0	32	8	6	1	191
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
0	186	0	8	2	0	17	0	0	0	42	46	5	62	405
0	8	0	1	1	0	14	1	0	0	7	5	1	3	52
0	246	0	15	8	1	70	2	0	0	81	59	12	66	650

(3) 被虐待児童虐待内容別対応状況 < 主たる虐待者別 >

		実 父	実 父 以 外 の 父 親	実 母	実 母 以 外 の 母 親	そ の 他	計
令和3年度	身体的虐待	49	5	74	0	2	130
	性的虐待	0	1	1	0	0	2
	心理的虐待	143	22	164	0	8	337
	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	8	0	32	0	1	41
	計	200	28	271	0	11	510
令和4年度	身体的虐待	60	5	64	0	0	129
	性的虐待	3	0	0	0	0	3
	心理的虐待	164	10	132	0	0	306
	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	7	0	36	0	0	43
	計	234	15	232	0	0	481
令和5年度	身体的虐待	79	5	105	1	1	191
	性的虐待	1	1	0	0	0	2
	心理的虐待	220	11	166	0	8	405
	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	4	1	47	0	0	52
	計	304	18	318	1	9	650

(4) 被虐待児童虐待内容別対応状況 < 年齢別 >

		身 体 的 虐 待	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待	（保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否 ）	計
令和5年度	0歳	0	0	31	2	33
	1歳	4	0	38	2	44
	2歳	8	0	16	2	26
	3歳	12	0	27	3	42
	4歳	12	0	25	1	38
	5歳	10	0	29	1	40
	6歳	12	1	22	1	36
	7歳	10	0	32	7	49
	8歳	13	1	20	11	45
	9歳	14	0	23	4	41
	10歳	17	0	19	4	40
	11歳	16	0	22	3	41
	12歳	9	0	23	3	35
	13歳	19	0	25	2	46
	14歳	14	0	19	4	37
	15歳	12	0	17	1	30
	16歳	7	0	10	1	18
	17歳	2	0	7	0	9
	18歳以上	0	0	0	0	0
	計	191	2	405	52	650

3 一時保護状況

(1) 相談内容別新規入所状況 < 年齢別 >

		養 護 相 談		障 害 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	保 健 相 談 ・ そ の 他	計
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談					
令和 3 年度	0～5歳	6	4	0	0	0	0	10
	6～11歳	17	5	0	2	0	0	24
	12～14歳	3	2	0	6	2	0	13
	15歳以上	3	9	0	0	4	0	16
	計	29	20	0	8	6	0	63
令和 4 年度	0～5歳	2	2	0	0	0	0	4
	6～11歳	14	5	0	1	3	0	23
	12～14歳	14	1	0	1	1	0	17
	15歳以上	6	0	0	4	6	0	16
	計	36	8	0	6	10	0	60
令和 5 年度	0～5歳	9	3	0	0	0	0	12
	6～11歳	28	2	0	1	2	0	33
	12～14歳	16	4	0	1	4	0	25
	15歳以上	3	2	0	1	0	0	6
	計	56	11	0	3	6	0	76

(2) 保護人数及び延日数

	年間保護人数			年間保護延日数 (A)	1 日平均延人数 ((A) ÷ 365)
	前年度から継続	新規入所	合計		
令和 3 年度	9	80	89	2,906	8.0
(うち受託児童を除く)	(8)	(63)	(71)	(2,419)	(6.6)
令和 4 年度	9	66	75	3,433	9.4
(うち受託児童を除く)	(8)	(60)	(68)	(3,248)	(8.9)
令和 5 年度	13	76	89	3,397	9.3
(うち受託児童を除く)	(13)	(67)	(80)	(3,235)	(8.9)

(3) 相談内容別退所状況

			児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	機 他 の 関 児 童 に 相 談 移 送 ・	家 庭 裁 判 所 送 致	帰 宅	そ の 他	計
令和 3 年度	養護 相談	児 童 虐 待 相 談	5	0	4	0	18	0	27
		そ の 他 の 相 談	0	0	6	0	12	4	22
	障 害 相 談		0	0	0	0	0	0	0
	非 行 相 談		0	0	0	1	8	0	9
	育 成 相 談		3	0	0	0	2	0	5
	保 健 相 談 ・ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0
	計		8	0	10	1	40	4	63
令和 4 年度	養護 相談	児 童 虐 待 相 談	5	0	3	0	27	0	35
		そ の 他 の 相 談	1	0	0	0	6	0	7
	障 害 相 談		0	0	0	0	0	0	0
	非 行 相 談		0	0	3	0	2	0	5
	育 成 相 談		4	0	0	0	1	3	8
	保 健 相 談 ・ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0
	計		10	0	6	0	36	3	55
令和 5 年度	養護 相談	児 童 虐 待 相 談	3	0	1	0	44	0	48
		そ の 他 の 相 談	2	0	1	0	9	0	12
	障 害 相 談		0	0	0	0	0	0	0
	非 行 相 談		0	0	0	0	4	0	4
	育 成 相 談			0	0	0	5	1	6
	保 健 相 談 ・ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0
	計		5	0	2	0	62	1	70

(4) 退所児童の保護期間

	年 間 退 所 児 童 数 (A)	年 間 保 護 延 日 数 (B)	退 所 児 童 1 人 当 た り 平 均 保 護 日 数 (B / A)
令和 3 年度	80	3,424	43
(うち受託児童を除く)	63	2,902	46
令和 4 年度	62	3,504	57
(うち受託児童を除く)	55	3,268	59
令和 5 年度	79	3,392	43
(うち受託児童を除く)	70	3,230	46

4 一時保護委託状況

(1) 相談内容別新規一時保護委託状況 < 年齢別 >

		養 護 相 談		障 害 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	保 健 相 談 ・ そ の 他	計
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談					
令和3 年度	0～5歳	2	8	0	0	0	0	10
	6～11歳	4	2	0	0	0	0	6
	12～14歳	0	1	0	0	0	0	1
	15歳以上	1	5	0	0	0	0	6
	計	7	16	0	0	0	0	23
令和4 年度	0～5歳	0	8	0	0	0	0	8
	6～11歳	1	5	0	0	0	0	6
	12～14歳	2	0	0	0	0	1	3
	15歳以上	0	0	0	0	1	0	1
	計	3	13	0	0	1	1	18
令和5 年度	0～5歳	0	2	0	0	0	0	2
	6～11歳	1	0	2	0	0	0	3
	12～14歳	0	0	0	0	0	0	0
	15歳以上	0	1	0	0	1	1	3
	計	1	3	2	0	1	1	8

(2) 相談内容別一時保護委託解除状況 < 対応状況別 >

			児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	機 他 の 関 児 関 童 に 相 移 談 所 送 ・	家 庭 裁 判 所 送 致	帰 宅	そ の 他	計
令和 3 年度	養護 相談	児 童 虐 待 相 談	4	0	3	0	1	0	8
		そ の 他 の 相 談	3	0	2	0	6	3	14
	障 害 相 談		0	0	0	0	0	0	0
	非 行 相 談		0	0	0	0	0	0	0
	育 成 相 談		0	0	0	0	0	0	0
	保 健 相 談 ・ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0
	計		7	0	5	0	7	3	22
令和 4 年度	養護 相談	児 童 虐 待 相 談	0	0	2	0	1	0	3
		そ の 他 の 相 談	2	0	1	0	12	0	15
	障 害 相 談		0	0	0	0	0	0	0
	非 行 相 談		0	0	0	0	0	0	0
	育 成 相 談		0	0	0	0	0	0	0
	保 健 相 談 ・ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0
	計		2	0	3	0	13	0	18
令和 5 年度	養護 相談	児 童 虐 待 相 談	0	0	1	0	0	0	1
		そ の 他 の 相 談	1	1	0	0	1	0	3
	障 害 相 談		1	0	1	0	0	0	2
	非 行 相 談		0	0	0	0	0	0	0
	育 成 相 談		1	0	1	0	0	0	2
	保 健 相 談 ・ そ の 他		1	1	0	0	0	0	2
	計		4	2	3	0	1	0	10

(3) 相談内容別一時保護委託解除状況 < 委託先別 >

			警 察 等	児童福祉施設						里 親	そ の 他	計
				児 童 養 護 施 設	乳 児 院	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	障 害 児 入 所 施 設	そ の 他 の 施 設			
令和3 年度	養護 相談	児 童 虐 待 相 談	0	4	0	0	0	0	0	0	4	8
		そ の 他 の 相 談	0	0	5	0	0	0	0	2	7	14
	障 害 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非 行 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育 成 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保 健 相 談 ・ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	4	5	0	0	0	0	2	11	22
令和4 年度	養護 相談	児 童 虐 待 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
		そ の 他 の 相 談	0	0	7	0	0	0	4	2	2	15
	障 害 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非 行 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育 成 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保 健 相 談 ・ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	7	0	0	0	4	2	5	18
令和5 年度	養護 相談	児 童 虐 待 相 談	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		そ の 他 の 相 談	0	0	1	0	0	0	0	1	1	3
	障 害 相 談		0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	非 行 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育 成 相 談		0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
	保 健 相 談 ・ そ の 他		0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	計		0	2	1	0	0	2	0	3	2	10

5 児童福祉施設等措置状況

(1) 児童福祉施設新規措置状況

	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	障 害 児 入 所 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	計
令和3年度	2	11	0	2	1	16
令和4年度	4	5	0	1	0	10
令和5年度	2	10	1	0	0	13

(2) 児童福祉施設措置状況＜年度末時点＞

	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	障 害 児 入 所 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	計
令和3年度	7	36	4	2	0	49
令和4年度	8	34	4	2	0	48
令和5年度	4	39	5	1	0	49

(3) 里親委託状況

	新 規 委託児童数	年度末時点 委託児童数	年度末時点 里親委託率
令和2年度	3	7	14.9%
令和3年度	0	6	12.2%
令和4年度	1	7	14.2%
令和5年度	2	7	14.0%

里親委託率＝里親・ファミリーホーム委託児童数／（乳児院・児童養護施設入所児童数＋里親・ファミリーホーム委託児童数）

6 事業実施状況

(1) 電話相談受付状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
あらかわキッズ・マザーズコール24	1,888件	1,509件	1,254件	1,069件	1,225件
児童相談所虐待対応ダイヤル (189)	—	138件	205件	261件	266件

児童相談所虐待対応ダイヤルは、令和2年7月から開始

(2) ショートステイ利用状況<延日数>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児ショートステイ	57日	27日	68日	83日	126日
ショートステイ	107日	72日	80日	174日	435日
協力家庭ショートステイ	204日	207日	344日	503日	499日

令和2年度及び3年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時的に受入を停止した時期あり。

令和5年度事業概要

令和6年11月発行

登録(06)0063号

編集・発行 荒川区子ども家庭総合センター

〒116-0002 荒川区荒川1-50-17

電話 03-3802-3765

